



米国会計基準アップデート

更新日：2019年7月8日

目次

| | |
|---------------------|----|
| 非公開企業適用時期別 ASU..... | 1 |
| 2019年公表 ASU | 3 |
| 2018年公表 ASU | 6 |
| 2017年公表 ASU | 14 |
| 2016年公表 ASU | 19 |
| 2015年公表 ASU | 24 |
| 2014年公表 ASU | 25 |

非公開企業適用時期別 ASU

2018年12月15日以降の開始事業年度より適用される ASU

| ASU | トピック (サブトピック) | 項目 |
|-------------------------|------------------|---|
| 2014-09 | 606 | 顧客との契約から生じる収益（適用日延期後） |
| 2015-14 | 606 | 適用日の延期 |
| 2016-01 | 825-10 | 金融商品の認識及び測定 |
| 2016-04 | 405-20 | 商品券等に関する権利失効の認識 |
| 2016-08 | 606 | 収益の総額計上か純額計上かの解釈に対するガイダンス |
| 2016-10 | 606 | 履行義務とライセンスの認識 |
| 2016-12 | 606 | 適用範囲の見直し及び実務上の簡便措置 |
| 2016-15 | 230 | 現金の受取りと支払いの分類 |
| 2016-16 | 740 | 棚卸資産以外の資産に対する関連会社間取引 |
| 2016-18 | 230 | 引当条件付現預金の取扱い |
| 2016-20 | 606 | 修正及び改善 |
| 2017-01 | 805 | ビジネス定義の明確化 |
| 2017-05 | 610-20 | 資産の認識中止ガイダンスの適用範囲及び非金融資産の一部売却に関する会計処理の明確化 |
| 2017-06 | 960, 962, 965 | 従業員給付制度マスタートラストの開示 |
| 2017-07 | 715 | 期間年金費用及び期間退職後給付金費用の表示の改善 |
| 2017-10 | 853 | オペレーションサービスを提供する顧客の決定 |
| 2017-15 | 995 | 本トピックの削除 |
| 2018-02 | 842 | 新リース基準における地役権の取扱い |
| 2018-03 | 825 | 金融商品に関する基準の改訂 |
| 2018-08 | 958 | 非営利法人の会計処理に関する改訂 |

2019年12月15日以降の開始事業年度より適用されるASU

| ASU | トピック (サブトピック) | 項目 |
|-------------------------|------------------|------------------------------------|
| 2016-02 | 842 | リース資産及びリース債務の認識及び計上の義務化 |
| 2017-08 | 310-20 | 負債証券に関するプレミアム償却 |
| 2017-11 | 260, 480, 815 | 一株当たり利益、負債と資本の区分、デリバティブ及びヘッジの改訂 |
| 2017-12 | 815 | ヘッジ活動に関する会計処理 |
| 2018-01 | 842 | 地役権の新リース基準対応 |
| 2018-07 | 718 | 株式報酬に関する会計処理 |
| 2018-10 | 842 | 新リース基準の改訂 |
| 2018-11 | 842 | 新リース基準の改訂 |
| 2018-13 | 820 | 公正価値測定に関する開示の改訂 |
| 2018-16 | 815 | ヘッジ会計におけるベンチマーク金利の追加認定 |
| 2018-20 | 842 | 貸手のための部分的改訂 |
| 2019-01 | 842 | 新リース基準の改訂及び改善 |
| 2019-03 | 958 | コレクションの定義のアップデート |
| 2019-04 | 326, 815, 825 | 金融商品 - 信用損失、デリバティブ及びヘッジ、および金融商品の改善 |

2020年12月15日以降の開始事業年度より適用されるASU

| ASU | トピック (サブトピック) | 項目 |
|-------------------------|-------------------|---|
| 2018-15 | 350-40 | サービス契約であるクラウドコンピューティング契約で発生する導入コストに関する顧客の会計処理の明確化 |
| 2018-17 | 810 | 変動持分事業体に関する関連当事者のガイダンスの限定的な改善 |
| 2018-18 | 808 | トピック 606 との関連性の明確化 |
| 2019-02 | 926-20 920-350 | エンターテインメントにおけるその他の資産、のれんとその他の無形資産の改訂 |

2021年12月15日以降の開始事業年度より適用されるASU

| ASU | トピック (サブトピック) | 項目 |
|-------------------------|------------------|-------------------------|
| 2016-13 | 326 | 金融商品における信用損失の測定（適用日延期後） |
| 2017-04 | 350 | のれん減損テストの簡素化 |
| 2018-12 | 944 | 長期保険契約の会計処理に対する限定的な改善 |
| 2018-14 | 715-20 | 開示フレームワーク - 開示義務の変更 |
| 2018-19 | 326 | ASC の改訂 |
| 2019-05 | 326 | 特定項目の移行救済措置 |

2019 年公表 ASU

ASU 2019-01

リース（トピック 842）：新リース基準の改訂及び改善

当該会計基準アップデートにより、現行 ASC 840 において製造業及びディーラーではない貸手（一般的には金融機関や金融子会社）に対して例外的に認められている公正価値の測定方法が認められるようになりました。従って、対象企業ではトピック 820 の公正価値のガイダンスに基づく公正価値ではなく、一定の条件を満たせば、値引き等反映後の取得原価を公正価値と測定することが可能となります。

また、トピック 842 において貸手に対しすべての入金をキャッシュフロー計算書の営業活動に分類するガイダンスが存在しますが、預貯金や貸付を行う金融機関などはトピック 942 の例示に従い販売タイプリース及び直接金融リースの支払い料のうち、元本部分を投資活動に含めることになりました。

さらに、トピック 842 導入時の移行に関する開示において、年間報告においては免除される開示項目が期中報告においても同様に免除されることが明確になりました。

非公開企業については 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始）から適用されます。また、トピック 842 と同時に適用することを条件に、早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-02

エンターテインメント - 映画 - その他の資産 - 映画コスト（サブトピック 926-20）とエンターテインメント - 放送者 - 無形資産 - のれん及其他（サブトピック 920-350）

現行のサブトピック 926-20 では製作コストの資産化に関して、映画製作とテレビシリーズ製作では異なる会計処理が要求されていましたが、映像配信事業などの発展によるビジネス環境の変化に合わせ、コンテンツによる当該会計処理の差異が解消されました。

また、サブトピック 920-350 の減損の対象となる映像制作コストやプログラムマテリアルライセンス契約については、映像グループレベルでの減損テストを要求しています。

その他、当該会計基準アップデートには複数の開示項目の追加や会計処理の明確化が含まれています。

非公開企業における適用時期は、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においても同様）です。また、早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-03

非営利団体（トピック 958）： コレクションの定義のアップデート

当該会計基準のアップデートにより、American Alliance of Museums（米国博物館同盟）が定める倫理規定に示されている「コレクション」の定義の変更に応じて FASB の定義を改訂しました。また、コレクションを保有する事業体はコレクションの販売代金の使用用途方針の開示、また販売代金が直接のケア（Direct Care）に使用される場合にはその直接のケアの定義の開示が求められます。

当該会計基準のアップデートの適用時期は、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。なお、この改訂は将来に向けて適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-04

金融商品—信用損失（トピック 326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）、および金融商品（トピック 825）の改善

FASB はこれまでに公表された ASU により、信用損失（ASU 2016-13）、ヘッジ（ASU 2017-12）、金融商品の認識と測定（ASU 2016-01）の会計基準の改訂を行ってきました。当該会計基準アップデートにて、これまでのアップデートに対する改善及び本来の意向に沿わない適用にならないための修正や明確化などを公表しています。

当該会計基準アップデートには、多くの改善又は修正が含まれています。主な内容は下記の通りです：

- 信用損失ガイダンスの適用範囲の明確化し、とりわけ未収金利残高、回収、変動金利および前払金に関連する課題に取り組んでいます。
- ヘッジ会計に関してはとりわけ、部分期間ヘッジ、公正価値ヘッジのベース調整、非営利団体および非公開会社による適用、また移行要件の対処をしています。
- 金融商品の認識と測定に関しては、ガイダンスの適用範囲、ASC 820 による代替再測定を適用する要件、開示要件、また取引日為替レートで評価換算されるべき有価証券を取り上げています。

適用時期は、信用損失およびヘッジ会計に関連するアップデートはそれぞれの ASU の適用時期と同時期となります。金融商品の認識と測定に関しては 2019 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度からの適用となります。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-05

金融商品—信用損失（トピック 326）特定項目の移行救済措置

この改訂により、償却原価で測定されている金融資産について、金融商品ごとに公正価値オプションの指定（サブ・トピック 825-10）を ASU 2016-13 金融商品—信用損失（トピック 326）の新規適用時の救済措置としての選択・適用（取り消し不可）が認められました。なお、同様の移行措置としての公正価値オプション指定は満期保有目的の負債性証券には適用できません。

ASU 2016-13 を既に適用した企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度から適用になります。それ以外の企業については ASU 2016-13 と同じ適用時期となり、非公開企業については 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また、ASU 2016-13 と同時に適用することを条件に、ASU 2019-05 の早期適用も認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-06

のれん（Goodwill）とその他無形資産（トピック 350）、企業結合（トピック 805）、および非営利団体（トピック 958）

ASU 2014-02 及び ASU 2014-18 により、のれんに対し償却期間 10 年以内の定額法による減価償却処理や、簡素化された減損モデルやのれんと無形資産の識別方法が認められるなどの代替的会計処理が非公開企業に認められるようになりましたが、当該会計基準アップデートにより、非営利団体にも反映されることになりました。

当該基準は、FASB 基準採用の適時に適用となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2018 年公表 ASU

ASU 2018-01

リース（トピック 842）：地役権（Land Easement）の新リース基準への移行に関する簡便法

当該会計基準アップデートによる改訂は、新規又は更新された地役権が新リース基準の適用範囲であることを明確にし、現在旧基準（トピック 840）に基づいて会計処理されていない地役権について、あらためて基準対象であるかを検討する必要がない旨を規程しています。

非公開企業における適用時期については、2016-02（トピック 842）と同様に 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-02

包括利益（トピック 220）：税効果のその他包括利益累計額から利益剰余金への振替え

当該会計基準アップデートによる改訂は、米国税制改正（Tax Cuts and Jobs Act）による税率変更（連邦税一律 21%）に伴う税効果変動額をその他包括利益累計額から利益剰余金へ振り替える選択肢を企業に与えるものです。現行基準（トピック 740）においては、その他包括利益累計額に反映されている税効果の税率変更に伴う変動額を当期純利益に反映するのみであり、その他包括利益累計額への影響はありません。企業は当該基準改訂の適用有無、および適用における影響額を開示することが求められます。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-03

金融商品（サブトピック 825-10）：金融商品の認識（Recognition）、測定（Measurement）及び開示等（Presentation & Disclosure）に関する技術的修正及び改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、ASU 2016-01 金融商品に関するガイダンスを明確化したものであり、持分証券（Equity securities）を含めむ 6 項目（持分証券、為替予約、購入及び公正価値オプションなど）についての改善を示しています。

非公開企業における適用時期については、2016-01 と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-04

投資－負債証券（トピック 320）：SEC スタッフガイダンスによる改訂

当該会計基準アップデートによる改訂は、従来の SEC スタッフガイダンス (Topic 5. M) に記載されている公共事業持分会社における “持分証券に対する投資の一時的な減損以外及び特別な貸借対照表の要件” (Other than temporary impairment of certain investments in equity securities and special balance sheet requirements) に関する規程を削除及び代替するものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-05

税金（トピック 740）：SEC スタッフガイダンス No. 118 に従った改訂

当該会計基準アップデートによる改訂は、米国税制改正 (Tax Cuts and Jobs Act) による SEC ガイダンスの項目を基準に追加したものです。主な項目は、税制改正が完全に適用される以前に財務諸表を発行した場合、および測定期間アプローチにおける開示に関する取扱いです。

当該基準は、FASB 基準採用の適時に適用となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-06

金融サービス（トピック 942）：預託金及び貸付金に関する改善

当該基準のアップデートは、商業銀行の規制を定め監督・検査を行う連邦通貨監督局 (Office of Comptroller of Currency) が 1985 年に公表した Banking Circular 202 — 繰延税金の会計処理を削除するものです。なお、当該会計基準アップデートによる現行会計基準への影響はありません。

当該基準は、FASB 基準採用の適時に適用となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-07

株式報酬（トピック 718）：従業員以外に与えられる株式報酬（Stock Compensation）に関する会計処理の改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、現行サブトピック 505-50 に準じている非従業員に与えられた株式報酬に関する会計処理について、トピック 718 の対象とし、従業員への株式報酬のみ対象としていた当該トピックの範囲拡大及び整合性を図ったものです。

非公開企業における適用時期については、2019年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2020年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-08

非営利法人（トピック 958）：寄付金（Contribution）の受領及び拠出に関する会計処理及び範囲の明確化

当該会計基準アップデートによる改訂は、受領又は拠出した現金及び資産に関する会計指針及び範囲を明確かつ改善することを示したものであり、資産の譲渡、又は負債の消滅並びに精算などが寄付取引であるか又は交換取引であるかを判断する指針を示しています。また、寄付が提供者による条件付きであるか否かに判断するための要件も明確にし、寄付金収入と費用認識のタイミングに関する論点への対応も図られています。当該基準のアップデートは政府から企業への資産譲渡には適用されません。

非公開企業における適用時期については、2018年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2019年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-09

現行における各種会計基準の改訂及び改善又はガイダンスの明確化

当該会計基準アップデートによる改訂は、サブトピック 220：包括利益の報告、サブトピック 470-50：債務の修正と消滅、サブトピック 480：負債と資本の区分、サブトピック 718：株式報酬及び 805：企業結合に係る税金、サブトピック 815：デリバティブとヘッジ、およびサブトピック 820：公正価値測定などに関する規程の改善を図るものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-10

リース（トピック 842）：新リース基準の改訂及び改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、ASU2016-02 リース基準に規程されている残存保証価値、利率、リース期間、購入オプション、または現行 ASC 840 におけるキャピタルリース及び直接金融リース並びに販売タイプリースの変更指針など、各項目に関する詳細を明確に示すものです。

非公開企業における適用時期については、2016-02（トピック 842）と同様に 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-11

リース（トピック 842）：新リース基準の改訂及び改善

当該会計基準アップデートにより、新リース基準（トピック 842）の適用時における移行措置の新たな選択肢が追加されました。新たな移行措置を選択適用した場合、累積的影響額（Cumulative-effect adjustment）が適用時の期首剰余金に反映されることとなります。また、現行の新リース基準において非リース要素が含まれる場合、借手側にはリース要素と非リース要素をまとめて一つのリースとして処理する実務的な簡便法が認められますが、一定の条件を満たした場合に同様の簡便法が貸手側にも認められるようになりました。

非公開企業については 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）から適用されるトピック 842 の適用時期に準じて適用されます。また、トピック 842 を早期適用している企業については当該 ASU を直ちに適用することが要求されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-12

保険（トピック 944）：長期保険契約の会計処理に対する限定的な改善

当該会計基準アップデートは長期保険契約を保有する保険会社に適用され、長期保険契約の認識、測定、表示及び開示要項が下記の通り改善されました。

1. 現行の会計基準では当初に見積もられた前提条件の変更はされませんでした。前提条件は少なくとも毎年再検討され、前提条件の変更により生じた負債の増減はその起因に基づき純利益もしくはその他包括利益に計上されることとなります。
2. 現行の会計基準では市場リスクを伴う給付（Market Risk Benefit）に対するアカウントバランスの測定には二通りの方法が認められましたが、公正価値で測定されることに一本化されることとなります。
3. 現行の会計基準では繰延新契約費（Deferred Acquisition Cost）に対する償却は複数の方法が認められ、かつ複雑な要素を含んでいましたが、簡素化されました。
4. 現行の会計基準では限定的だった開示要項が補完されました。

非公開企業については 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-13

公正価値測定（Topic 820）開示フレームワーク - 公正価値測定に関する開示規定の改訂

財務諸表に含まれる注記での開示の有効性の向上を目的とした開示枠組みプロジェクトの一環として、当該会計基準アップデートにおいて公正価値測定（トピック 820）に関連する開示規定の改訂を公表し、従来の規定における複数の開示義務項目が除外、修正、または追加されました。

非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-14

確定給付型退職制度（サブトピック 715-20）開示フレームワーク - 開示義務の変更

財務諸表に含まれる注記での開示の有効性の向上を目的とした開示枠組みプロジェクトの一環として、当該会計基準アップデートにおいて FASB は確定給付型退職制度に関連する開示規定の改訂を公表し、従来の規定から複数の開示義務項目が除外、追加、または明確化されました。

非公開企業については 2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-15

無形資産-のれんおよびその他の社内利用ソフトウェア（サブトピック 350-40）：サービス契約であるクラウドコンピューティング契約で発生する導入コストに関する顧客の会計処理の明確化

当該会計基準アップデートにおいて、サービス契約であるホスティング（クラウド）契約で発生する導入コストを ASC350-40 のガイダンスに従い資産化するか、または費用化するかを明確にしています。また、資産化された導入コストはホスティング契約期間にわたって償却されません。

非公開企業については、2020年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2021年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-16

デリバティブとヘッジ（トピック 815）：担保付翌日物資金調達金利（SOFR: Secured Overnight Financing rate）を基礎とする翌日物金利スワップ（OIS: Overnight Index Swap）レートをヘッジ会計におけるベンチマーク金利としての認定

当該会計基準アップデートでは、昨今の LIBOR の継続性の疑義に対応するために、従来から認められている米国債金利（UST）、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR Swap Rate）、フェデラル・ファンド金利を基礎とする翌日物金利スワップ（OIS rate based on the Fed Funds Effective Rate）、また ASU 2017-02 により認められた証券産業及び金融市場協会市民スワップインデックス（SIFMA）に加えて、担保付翌日物資金調達金利を基礎とする翌日物金利スワップレート（OIS rate based on SOFR）がヘッジ会計におけるベンチマーク金利として追加されました。

ASU2017-12 をすでに適用した非公開企業については、2019年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においても同開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-17

企業連結（トピック 810）：変動持分事業体に関する関連当事者のガイダンスの限定的な改善

以前の ASU 2014-07 により、非公開企業に対し共通支配下にあるリース賃貸人に対しては変動持分事業体ガイダンスを適用しない代替処理が認められていましたが、当該会計基準アップデートにより、一定の条件に基づき代替処理が認められる範囲がリース賃貸に限らない共通支配関係にある関連当事者に拡張されました。

また、意思決定者への報酬を変動持分であるかを決定する際、共通支配下にある関連当事者を通じて保有する間接持分を比例ベースで検討することが義務付けられました。

非公開企業については、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-18

共同契約（トピック 808）：トピック 808 とトピック 606 の関連性の明確化

トピック 808 において共同契約の定義及び対象取引に関する損益計算書の表示、区分、開示などのガイダンスが示されています。当該会計基準アップデートでは、トピック 808 の対象となる共同契約に関して、トピック 606「顧客との契約から生じる収益」が適用される場合の条件及び関連性が明確化されました。

非公開企業については、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

また、当該 ASU はトピック 606 の適用日まで遡及適用することが求められるなど、適用時期について留意が必要となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-19

金融商品-信用損失（トピック 326）：ASC の改訂

非公開企業において ASU 2016-13 で示された信用損失の測定（Measurement of Credit Losses）の適用時期は 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度とされていましたが、当該会計基準アップデートにより、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度となりました。期中報告への適用時期は変更なく、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度となっています。

また、オペレーティングリースから生じる債権に対する信用損失の処理はサブトピック 326-20 ではなく、リース会計基準となるトピック 842 に準じて会計処理することが明確になりました。

非公開企業における適用時期は、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においても同様）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

リース（トピック 842）：貸手のための部分的改訂

当該会計基準アップデートにより、貸手が借手から受け取る売上税または類似税と当局へのその支払いが、リース原資産を保有する貸手にとっての主たる義務（Primary Obligation）なのかまたは第三者のために代理回収をしたかどうかの判断をせずに、借手の費用として処理する会計選択が認められるようになりました。当該会計選択を採用した貸手は追加の開示が求められます。

また、借手が貸手のために直接第三者に支払うコストに関しては、変動リース料、すなわちリース収益から除外されることが義務付けられます。一方で借手が貸手に弁済したコストに関しては、変動リース料に含め、貸手はリース収益として処理することが明確になりました。

さらに、リース要素と非リース要素を含むリース契約における変動リース料の認識に関連して、変動リースの基礎となる事実や状況に変化があった場合、リース要素と非リース要素に配分してリース要素に配分される部分はトピック 842 に従い、非リース要素に配分された部分はトピック 606 等その他のガイダンスに従い認識されることになりました。

トピック 842 を適用していない非公開企業における適用時期はトピック 842 と同時期、すなわち 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度となります。トピック 842 を早期適用している非公開企業についてはトピック 842 の適用時期、すなわち 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度、または当該アップデートが公表された報告期間（2018 年 12 月期など）もしくは公表された後に始まる最初の報告期間（2019 年 1 月 1 日から始まる報告期間など）の選択が設けられています。また、遡及適用もしくは将来に向けての適用が可能であり、既存および新規のすべてのリースに適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2017 年公表 ASU

ASU 2017-01

企業結合 (Business Combinations トピック 805) : ビジネス定義 (Business Definition) の明確化

当該会計基準アップデートによる改訂は、企業買収、または事業譲渡など企業結合等に関連する全ての企業に対して、現行の会計処理におけるビジネスの定義を明確にすることを目的としています。買収 (Acquisitions)、処分 (Disposals)、のれん (Goodwill)、または連結 (Consolidation) などに関する取引が、企業結合等として取り扱われるべきか、または資産取引として会計処理されるべきかについての判断基準を定義しています。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度 (期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU-2017-03

会計上の変更 (Changes) 及び誤謬の修正 (Error Corrections) (トピック 250) 及び投資—持分法とジョイントベンチャー (トピック 323) : 2016 年 9 月 22 日及び 2016 年 11 月 17 日の新会計問題審議会 (EITF) 会議に基づく SEC パラグラフの改訂

当該会計基準アップデートによる改訂は、「SEC スタッフ発表：最近公表された会計基準が将来に適用された場合における、登録企業の財務書類に与える影響に関する開示」を含む SEC パラグラフ 250-10-S99-6 を追加するものです。当該発表は、ASU 2014-09 顧客との契約から生じる収益 (トピック 606)、ASU 2016-02 リース (トピック 842) 及び ASU 2016-13 金融商品—信用損失 (トピック 326) : 金融商品における信用損失の測定に適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-04

無形固定資産—のれん（Goodwill トピック 350）：のれん減損テストの簡素化

現行の会計基準では 2 Step Approach（ステップ 1：潜在的な減損の認識及びステップ 2：減損の測定）と呼ばれる 2 段階の計算方法を通じて減損の金額が算定されますが、当該会計基準アップデートによる改訂においてステップ 2 が削除されます。当該ステップ 2 削除により、ステップ 1 のみによる減損金額の算定、すなわち報告単位（Reporting Unit）においてのれんを含む帳簿価額が公正価値を超過する部分において減損金額として認識されることが要求されます。ただし、当該金額は報告単位に配分されたのれんの帳簿価額を上限とされます。また、帳簿価額がゼロ又はマイナスの報告単位に案分されたのれんの金額について開示が要求されます。

非営利法人を含む非公開企業については、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-05

その他収益—非金融資産の認識中止から生じる損益（サブトピック 610-20）：資産の認識中止（Derecognition）ガイダンスの適用範囲及び非金融資産の一部売却に関する会計処理の明確化

当該会計基準アップデートによる改訂は、金融資産が実質的に非金融資産の定義を満たす場合、サブトピック 610-20（非金融資産の認識の中止から発生するその他収益）の適用範囲内であることを明確にするものです。また当該改訂において、従来のガイダンスでは明確に定義されていなかった「実質的な非金融資産（In Substance Nonfinancial Asset）」も明確化されました。

非公開企業における適用時期については、トピック 606 と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-06

確定給付型年金制度（Defined Benefit Pension トピック 960）；確定拠出年金制度（Defined Contribution Pension トピック 962）；保健福祉給付制度（トピック 965）：従業員給付制度マスタートラストの開示

現行の開示項目では、従業員給付制度（Employee Benefit Plan）が保有するマスタートラストへの投資持分に関する情報が限定的で不十分であるという指摘に対応し、改善された開示義務が加えられました。

当該改訂は、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度に適用されます。また、早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-07

給与一退職給付（トピック 715）：期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示の改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、雇用主による期間給付費用（Net Benefit Cost）の勤務費用要素（Service Cost Component）を従業員報酬費用と同じ損益計算書の項目に表示することを要求しています。その他の純額期間給付費用については、勤務費用と区分し営業外損益として表示されます。当該改訂では、勤務費用に限り資産計上が認められています。

非公開企業については、2018年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2019年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-08

債権一払戻不要な手数料（Nonrefundable Fees）及びその他の費用（サブトピック 310-20）：購入した償還可能負債性証券（Callable Debt Securities）に係るプレミアム部分の償却

当該会計基準アップデートによる改訂は、プレミアム付きで購入した償還可能負債性証券のプレミアムの償却期間を最も早い償還可能日に短縮するものです。ディスカウントで購入した償還可能負債性証券についての会計処理には変更はありません。

非公開企業については、2019年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2020年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-10

サービス譲与契約（Service Concession Arrangements）（トピック 853）：オペレーションサービス提供をする顧客の決定

サービス譲与契約とは、政府などが道路、エネルギー供給、病院など公共サービスの供給を民間へ委託する契約です。

当該会計基準アップデートによる改訂は、サービス譲与契約の譲与者（Grantor；政府）が当該トピック 853 の適用内におけるサービス譲与契約のすべてのケースにおいて顧客であることを明確にしています。例えば、有料道路のサービス譲与契約においては、通行料（Toll）を支払うドライバーではなく譲与者がオペレーションサービスの顧客となります。

非公開企業については、2018年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2019年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-11

一株当たり利益 (Earnings per share) (トピック 260) ; 負債と資本の区別 (トピック 480) ; デリバティブ及びヘッジ (トピック 815) : (第 1 部) ダウンラウンド条項 (Down Round Features 時価総額よりも低い評価額での増資) における特定金融商品の会計処理 (第 2 部) 非公開企業の強制償還可能金融商品 (Mandatorily Redeemable Financial Instruments) および償還可能非支配株主持分 (Redeemable Noncontrolling Interests) に対する無期限の延期の適用除外 (Scope exception)

当該会計基準のアップデートによる改訂は、一定の金融商品を負債あるいは資本のいずれかに分類することに対する FASB のガイダンスに限定的な変更を行っており、負債の資本からの区分についての ASC480 におけるガイダンスの読み易さを改善することを意図しています。

非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度 (期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-12

デリバティブ及びヘッジ (トピック 815) : ヘッジ活動 (アクティビティ) における会計処理の改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、事業体のヘッジに関する財務報告とリスク管理活動の整合性を高め、財務諸表利用者へ提供される情報の透明性をさらに高めることを目的としています。また、ヘッジ会計の適用を容易にするため、管理の負担であるヘッジの文書化及びヘッジ有効性の評価を簡素化することが焦点におかれています。

非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度 (期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-13

収益認識 (トピック 605) 、顧客との契約から生じる収益 (トピック 606) 及びリース (トピック 840 及び 842) : 2017 年 7 月 20 日の EITF 会議に基づく SEC パラグラフの改訂、および以前の SEC スタッフ発表及びコメントの取消し

当該会計基準アップデートによる改訂は、公共事業体の定義を満たさない公共事業体など特定の会社に対する ASU 2014-09 (顧客との契約から生じる収益) 及び ASU 2016-02 (リース) の早期適用日オプションを修正するものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-14

損益計算書—包括利益（トピック 220）、収益認識（トピック 605）及び顧客との契約から生じる収益（トピック 606）

当該会計基準アップデートによる改訂は、SEC スタッフ会計公告（Staff Accounting Bulletin）第 116 号及び SEC 解釈指針（Interpretive Release）No. 33-10403 に従って、SEC のパラグラフを修正し、既存の指針をトピック 606 に適合させることを目的としています。

SAB 116 は、トピック 606 の適用及び修正に準拠するため発行されたものです。また、SEC No. 33-10403 は、小児ワクチン備蓄のための連邦政府へのワクチン及びバイオテロ対策の収益認識に関する 2005 年ガイダンスを更新する目的で公表されました。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-15

米国船舶会社に関するトピック 995 の削除

トピック 995 は 1992 年 12 月 15 日以前に船舶会社に義務付けられた法定準備金に対する繰延税金の取り扱いについて規程していますが、当該繰延税金の取扱いは 25 年間の時限立法となっているため、2018 年 12 月 15 日をもって当該トピックは廃止されます。

2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（通期、および期中報告を含む）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2016 年公表 ASU

ASU 2016-01

金融商品－全体（サブトピック 825-10）：金融商品の認識（Recognition）及び測定（Measurement）

当該会計基準アップデートによる改訂は、金融商品の認識、測定、表示及び開示に関する従来の規程を改善することを目的とし、株式投資（Equity Investment）は公正価値で測定され（持分法を適用している投資を除く）、当該公正価値の変動は当期純利益として認識される必要があります。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また一部の改訂の早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-02

リース（トピック 842）：リース資産及びリース債務の認識及び計上の義務化

当該会計基準アップデートによる改訂は、リース取引に関する借手及び貸手におけるリース資産及び債務の認識などを明確にするものであり、財務諸表のユーザーに有用な情報を報告するための原則を確立することにあります。オペレーティングリースの借手については、リース資産及びリース債務を認識及び計上することが必要となります。

非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-03

無形固定資産－のれん（Goodwill）とその他無形固定資産（トピック 350）；企業結合（トピック 805）；連結（トピック 810）；デリバティブとヘッジ（トピック 815）：適用時期の廃止と移行ガイドライン

当該会計基準アップデートによる改訂は、全ての非公開企業に対して、ASU 2014-02（のれんとその他無形固定資産：トピック 350）、2014-03（デリバティブとヘッジ：トピック 815）、2014-07（連結：トピック 810）及び 2014-18（企業結合：トピック 805）における適用時期の廃止及び移行に関する経過措置などを示したものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-04

負債－負債の消滅（サブトピック 405-20）：商品券等（Certain Prepaid Stored-Value Products）に関する権利失効（Extinguishment of Liabilities）の認識

会社が発行する商品券等（ギフトカード、トラベラーズチェックなど）は、販売時に負債として認識されます。また当該商品券等の全部又は一部が一定期間未使用の場合、残額については権利失効としてみなされます。サブトピック 405-20 において金融負債及び非金融負債の消滅に関するガイダンスが規程されていますが、トピック 606（新収益認識基準）においては金融負債の権利失効に関する明確な規程がなく、両者の整合性を図るため、当該会計基準のアップデートによる改訂が行われました。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-08

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：本人（Principal）か代理人（Agent）かの解釈ガイダンス（収益を総額計上すべきか又は純額計上すべきか）

当該会計基準アップデートによる改訂は、新基準において本人か代理人かの解釈ガイダンス及び事例に関するガイドラインを明確にすることを目的としています。また当該アップデートは、IASB と FASB の収益認識に関する共同移行リソースグループ（TRG）及びその他利害関係者の意見を基に改善することを目標としており、かつ、基準適用の複雑性及びコストの軽減、実務における多様性の軽減を改善を考慮しています。ただし、トピック 606 の基本原則（収益認識のための 5 つのステップ）に変更はありません。

非公開企業における適用時期については、2015-14（トピック 606）と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-10

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：履行義務（Performance Obligation）とライセンスの認識

当該会計基準のアップデートによる改訂は、新収益認識基準に含まれる履行義務の認識及びライセンスの履行に関するガイドラインを明確にすることを目的としています。また当該アップデートは、IASB と FASB の収益認識に関する共同移行リソースグループ（TRG）及びその他利害関係者の意見を基に改善することを目標としており、かつ、基準適用の複雑性及びコストの軽減、実務における多様性の軽減を改善を考慮しています。ただし、トピック 606 の基本原則（収益認識のための 5 つのステップ）に変更はありません。

非公開企業における適用時期については、2015-14（トピック 606）と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-11

収益認識（トピック 605）、デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）：2016年3月3日 EITF（新会計問題審議会）会議に準じた ASU 2014-09 及び 2014-16（会計基準アップデート）による SEC ガイダンスの撤回

当該会計基準のアップデートは、ASU 2014-09 顧客との契約から生じる収益（トピック 606）及び ASU 2014-16 株式の形態で発行された複合金融商品の主契約に関する資本・負債区分の決定（トピック 815）に伴い、従来規程を撤回するものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-12

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：適用範囲の見直し及び実務上の簡便措置

当該会計基準アップデートによる改訂は、（収益認識ステップ 1 における）対価の回収可能性、（収益認識ステップ 3 における）現金以外の対価及び基準移行時における締結済み契約に関するガイダンスを示しています。また、基準移行時における既存契約の見直し、および（収益認識ステップ 3 における）顧客から受取った売上税又は類似税金に関する会計方針の選択について実務上の簡便措置を示しています。

非公開企業における適用時期については、2015-14（トピック 606）と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-13

金融商品－信用損失（トピック 326）：金融商品における信用損失の測定（Measurement of Credit Losses）

当該改訂において、金融商品における予想信用損失（Expected Credit Losses）の測定には、直近における将来予測情報（Forward-Looking Information）を反映することが要求されました。当該会計基準アップデートによる改訂は、金融資産及び公正価値で評価されていないリース債権を保有している会社を対象となり、貸付債権、負債性証券、売上債権、リース債権、オフバランスのクレジットリスク、再保険受取債権、および契約における現金受取権利を除くその他金融資産に適用されます。

非公開企業については、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-15

キャッシュフロー計算書（トピック 230）：現金の受取りと支払いの分類（Cash-Flow Statement Classification）

キャッシュフロー計算書における現金の受取り及び支払い、並びに分類は多様化していることが指摘されています。当該会計基準のアップデートにおいて、次の 8 項目に関するガイダンスが示されました。：①債務返済及び債務償還コスト；②ゼロクーポン付き負債性金融商品（社債など）及び重要性の低いクーポンレート付き負債性金融商品の決済；③企業結合後に発生した条件付対価の支払い；④保険給付請求の精算による現金の受取り；⑤会社（銀行を含む）加入生命保険の決済による現金の受取り；⑥持分法適用会社からの配当；⑦金融証券化（流動化）における受益権；⑧複数の分類が選択可能な現金の受取り及び支払いの判断基準。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-16

法人税（トピック 740）：棚卸資産以外の資産に関する関係会社間取引（Intra-Entity Transfers）

トピック 740 では、関係会社間において売買された資産に係る法人税及び繰延税金の認識を、当該資産の外部への販売が実現するまで禁止していました。しかし、資産売買の経済的実体などを忠実に反映させるため、かつ、IFRS との整合性を図るため、関係会社間の資産売買（ただし棚卸資産を除く）においても税効果（当期法人税又は繰延税金）を認識すべきであることを示しました。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-18

キャッシュフロー計算書（トピック 230）：引出条件付現預金（Restricted Cash）の取扱い

当該会計基準アップデートによる改訂は、キャッシュフロー計算書上、引出条件付現預金（及び現預金同等物）の会計期間における変動に関する取り扱いを明示したものであり、引出条件付現預金（及び現預金同等物）の期首・期末における調整額は、現預金及び現預金同等物に含めるべきことがあらたに規程されました。ただし、引出条件付現預金の定義についての言及はありません。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-20

「顧客との契約から生じる収益（トピック 606）」に対する修正及び改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、新収益認識基準に対する基準明確化のための軽微な修正及び改善であり、現行の会計慣行への重要な影響又は企業への重要な費用負担が生じることはありません。貸出保証手数料（Loan Guarantee Fees）、契約コスト（Contract Costs）、工事損失引当金（Provision for Losses on Construction）、契約変更（Contract Modifications）、広告費（Advertising Costs）などについて修正及び改善がなされました。

非公開企業における適用時期については、2015-14（トピック 606）と同様に2018年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2019年12月15日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2015 年公表 ASU

ASU 2015-14

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：適用日の延期

本改訂は、全ての企業に対し ASU 2014-09 で規定された適用日を 1 年延期させるものです。公開企業、特定の非営利事業、特定の従業員給付制度以外の企業については、ASU 2014-09 ガイダンスは、2018 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度に属する期間より）適用されます。また、ASU 2014-09 ガイダンスは、2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より（期中報告については、同会計年度に属する期間より）早期適用も認められており、さらに、2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度より早期適用し、期中報告については、初度適用した会計年度の 1 年後に開始する会計年度に属する期間より適用することも認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2014 年公表 ASU

ASU 2014-02

のれん、その他の無形資産（トピック 350）—のれんの会計処理について（トピック 350）

この改訂は、非公開企業に対し、今後、のれんを 10 年あるいは適切な理由を提示できる場合はそれ以下の年数で定額償却することを許可したものです。また、簡略化された減損テストモデルの適用も許可しています。のれんの償却を選択した場合でも、企業（または報告ユニット）の公正価値が帳簿価額下回る可能性があることを示す事象が発生した際には、のれんの減損テストを実施することが求められます。また、当該のれんの会計処理を選択した企業は、のれんの減損テストを行なうレベル（企業全体か報告ユニットか）を会計方針で規定することが求められます。

この改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、早期適用も認められています。適用時に対象となるのれんは、その会計年度の期首時点で存在したのれんと期中新たに認識されたのれんになります（遡及適用は不可）。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-03

金融派生商品とヘッジ（トピック 815）—変動金利から固定金利払いスワップへの転換における簡易ヘッジ会計処理について

この改訂は、金融機関を除く非公開企業に対し、一定の要件を満たす場合、変動金利払いから固定金利払いへ転換するための金利スワップを簡易ヘッジ会計処理することを許可しています。

企業が簡易ヘッジ会計処理を適用した場合には、損益計算書の利息は、変動金利の借入と金利スワップをした場合とは異なり、直接に固定金利の借入を締結した場合と同様となります。さらに、簡易ヘッジ会計では、スワップの公正価値を測定する際には決済額（債務不履行リスクの検討が不要となる）を使うことを許可する等便宜的な処理を認めています。

完全遡及アプローチか修正遡及アプローチでの適用が認められています。また、本改訂適用時には会計原則の変更の開示が求められます。

この改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、早期適用も認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-07

連結（トピック 810） — 共通支配下にあるリース契約に対する変動持分事業体ガイダンスの適用

この改訂は、非公開企業に対し（一定の条件が存在する場合に）共通支配下にあるリース賃貸人に対しては変動持分事業体ガイダンスを選択適用しないことを許可するものです。一方で、賃借する側の非公開企業は賃貸人との関係や、リース契約に関する一定の開示を行うこととなります。

賃借人である非公開企業が本代替処理を選択できる要件は、1) 非公開企業である賃借人とリース賃貸人が共通支配下にあること、2) 非公開企業である賃借人が賃貸人とリース契約を締結していること、3) 非公開企業である賃借人と賃貸人間の全ての取引は実質的にリースに関連する活動のみであること、4) 非公開企業である賃借人がリース資産に関連した賃貸人の債務に対して明確に保証または担保を提供している場合は、賃貸人のリース開始時の債務の元本がリース資産の価値を超えないこととなります。

この改訂は2014年12月15日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については2015年12月15日以降に開始する会計年度中の期中報告より）遡及適用されます。また、早期適用も認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-08

財務諸表表示（トピック 205）と有形資産（トピック 360） — 非継続事業の財務報告及び企業の構成単位の処分の情報開示

この改訂は非継続事業に関する財務報告基準の変更とその開示強化を目的としています。また、非継続事業の財務報告における米国会計基準の指針に対する混乱や、一貫性のない適用の問題に対処しています。

新ガイダンスでは、事業の戦略的転換から生じる事業処分のみを非継続事業として認識します。企業のオペレーションや財務結果に著しく影響を及ぼす戦略的転換であることが前提となります。例としては、主要な地理的エリア、事業ライン、または持分法投資の処分等です。これに加え、新ガイダンスは非継続事業の資産、負債、収益、および費用に関するより詳細な情報の開示を求めています。

非公開企業においてこの改訂は2014年12月15日以降に開始する会計年度の期末会計報告から適用され、その後は、期中及び期末財務諸表にて適用されます。また、早期適用も認められています。（遡及適用は不要）

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-09

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）

この改訂は、顧客への商品の移転、サービス又は非金融資産の譲渡に関する契約（保険契約、リース契約等、他の基準に準拠するものを除く）を締結する企業へ適用されます。本改訂により、トピック 605 “収益認識” で規定されていた収益認識要件、業界固有のガイダンスは、トピック 606 “顧客との契約から生じる収益” として編纂されました。

このガイダンスの趣旨は、企業は、顧客への約束した財又はサービスの移転を描写するように、その財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で、収益を認識すべきということです。この基本原則を達成する為、企業は以下の手順を適用する必要があります。

- ステップ 1：顧客との契約を認識識別する
- ステップ 2：契約における企業の履行義務を認識識別する
- ステップ 3：取引価格を算定する
- ステップ 4：取引価格を契約における各履行義務に配分する
- ステップ 5：企業が履行義務を充足した時点で収益を認識する

非公開企業においてこの改訂は 2017 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2018 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されません。非公開企業に対しては、一定の制限付きで早期適用が認められています。遡及適用が要求されていますが、企業はこの改訂が指定する 2 つの遡及適用方法から選択することになります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-18

企業結合（トピック 805）：企業結合における識別可能な無形固定資産の会計処理

本改訂の目的は、企業結合に際し、取得した識別可能無形資産を認識する現行の会計処理の便益が相対する費用にそぐわないとする民間企業の利害関係者の懸念に対処しています。本改訂は、企業結合などの取引の結果として取得した識別可能無形資産の認識または公正価値評価における代替会計処理について指針を提供しています。

事業体はこの改訂が認める代替的会計処理を適用する場合、非上場事業体が選択適用できるのれんの償却に関する会計処理も適用しなければなりません。この改訂が認める識別可能な無形資産の代替的会計処理の選択は、2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度に発生した最初の取引時点で選択されなければなりません。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

Disclaimer

本資料は、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表した米国会計基準アップデート（Accounting Standards Update）を要約し、一般的な参考資料の提供を目的とするものです。この資料によりEOS会計事務所は、利用者に対し財務会計、税務等を含む専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。もし貴社が財務会計、税務または事業に影響を及ぼす可能性のある決定または行為を行う場合には、本資料に依拠することはできません。本資料中には一部意訳等も含まれていますが、EOS会計事務所の公式見解ではありません。EOS会計事務所は本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負いません。